

第 71 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ZIP Telecom 株式会社への追加質問及び回答

問 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を合意のもとで選択できるようになる場合、電話の市場で大きなシェアを持つそれら事業者がビル&キープ方式を選択すると、それが電話の市場における事実上のルール、スタンダードとなってしまう可能性も考えられる。

その結果、中小規模事業者の回線を消費する、事実上指定設備設置事業者が競争上の優位性を発揮して同意を強要する等の電話の市場における事業者の事業活動に対して望ましくない抑圧的な市場環境や個々の状況が生じやすくなる等について、お考えや具体的な懸念等があれば教えていただきたい。

(西村暢史構成員)

(ZIP Telecom 株式会社回答)

- 当社意見である「この精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る」とする点について、具体的にどのように「標準的」となるのかという追加質問については、次の通り考えております。

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式の選択が可能となり、当該精算方式にて合意される事業者が増えると、複数の市場価格（PSTN-LRIC、IP-LRIC、ひかり電話水準、ビル&キープ）のうち、ビル&キープ方式が市場価格として認知され、当該精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得ると考えております。
- 当社向けに頂きました追加質問に記載がある通り、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることで、当該精算方式が接続料の標準的な精算方式になり得る可能性はあると考えられます。

- 接続料協議においては指定設備設置事業者が競争上の優位性を用いた協議とならない為の規定が必要であるように思います。例えば「指定設備接続約款において非指定設備設置事業者がビル&キープ方式による精算を拒むことができ、通常の事業者間精算方式を望めばこれを受け入れることが規定される」などの非指定設備設置事業者がビル&キープ方式を拒む選択ができるような制約が規定されるのであれば、非指定設備設置事業者はビル&キープ方式と通常の事業者間精算方式のいずれかを選択できることとなり、指定設備設置事業者が競争上の優位性を発揮して同意を強要する等の状況には至らないと思われます。

以上